開発審査会基準第2号

土地収用対象事業により移転するもの

土地収用法第3条の各号に規定する事業の施行により、市街化調整区域に移転するもので、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 移転先は、原則として、市街化区域に隣接している土地又は既存集落内若しくはそれに隣接する土地であること。
- 2 移転後の建築物は、その用途、規模等が従前のものと著しく異ならないこと。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積若しくは敷地面積が従前の面積の 1.5 倍以下 又は自己の居住用住宅の建築の用に供する開発区域の面積若しくは敷地面積 500 平方メート ル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附則

この基準は、平成12年4月6日から施行する。